6117.80		―その他の附属品			6117.80		―その他の附属品		
		――ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの					――ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
	014	―――綿製のもの	ＮＯ	ＫＧ		014	―――綿製のもの	ＮＯ	ＫＧ
	015	―――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ		015	―――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
		――その他のもの					――その他のもの		
		―――ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの					―――ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
		―――――ネクタイ					―――――ネクタイ		
	111	―――――絹（絹のくずを含む。）製のもの	ＮＯ	ＫＧ		111	―――――絹（絹のくずを含む。）製のもの	ＮＯ	ＫＧ
	112	―――――羊毛製又は繊獣毛製のもの	ＮＯ	ＫＧ		112	―――――羊毛製又は繊獣毛製のもの	ＮＯ	ＫＧ
	113	―――――人造繊維製のもの	ＮＯ	ＫＧ		113	―――――人造繊維製のもの	ＮＯ	ＫＧ
	119	―――――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ		119	―――――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
	190	―――――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ		190	―――――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
		―――――ネクタイ					―――――ネクタイ		
	911	―――――絹（絹のくずを含む。）製のもの	ＮＯ	ＫＧ		911	―――――絹（絹のくずを含む。）製のもの	ＮＯ	ＫＧ
	919	―――――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ		919	―――――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
	990	―――――その他のもの		ＫＧ		990	―――――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
6117.90		［略］			6117.90		［同左］		
［略］					［同左］				
62.01 ～ 62.16		［略］			62.01 ～ 62.16		［同左］		
62.17		その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12項のものを除く。）			62.17		その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12項のものを除く。）		
6217.10		―附属品			6217.10		―附属品		
		――ベルト					――ベルト		
	011	―――絹製の帯（幅が30センチメートル以上、長さが４メートル以上のもの）	ＮＯ	ＫＧ		011	―――絹製の帯（幅が30センチメートル以上、長さが４メートル以上のもの）	ＮＯ	ＫＧ
	019	―――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ		019	―――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
	090	――その他のもの		ＫＧ		090	――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
6217.90		［略］			6217.90		［同左］		
［略］					［同左］				
95.03					95.03				
9503.00	000	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル		ＫＧ	9503.00		三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル		
						100	―車輪付きがん具及び人形用乳母車		ＫＧ
							―人形（人間を模したものに限る。）		